

阿南市長交際費の支出及び公表に関する基準

令和2年3月24日

阿南市企画部秘書広報課

(趣旨)

第1条 この基準は、市長又はその代理の者が市政の円滑な執行を図るため、市を代表して行う個人又は団体との交際に要する経費（以下「交際費」という。）について、適正な支出と透明性の確保を図るため、その支出及び公表の基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(支出区分)

第2条 交際費の支出区分は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 会費等 各種団体等が行う会合、研修会等の参加に係る経費
- (2) 祝金 式典等各種行事のお祝い等に係る経費
- (3) 協賛金 各種大会等の開催の協賛に係る経費
- (4) その他 その他市政運営に資するため、特に必要と認める経費

(支出基準)

第3条 交際費の支出は、社会通念上妥当と認められる範囲内において、必要最小限の支出に努めるものとし、別表に定めるとおりとする。

(公表事項)

第4条 交際費は、次に掲げる事項について公表する。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出内容
- (4) 支出金額

2 市長は、前項の規定にかかわらず、相手方に特段の配慮をする必要があると認められる場合は、これを公表しないことができる。

(公表の時期及び方法)

第5条 交際費の公表は、毎月の支出状況を支出した翌月の末日までに行うものとする。

2 交際費の公表は、市ホームページに掲載するとともに企画部秘書広報課において閲覧に供する方法により行うものとする。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

区分	内容、対象者等	金額
会費等	各種団体等が行う会合、研修会等に伴い懇親会等が開催される場合。	会費額とする。 会費の定めがない場合は原則10,000円以内とする。
祝金	市民又は市ゆかりの者が叙勲・褒章等を受賞し祝賀会が開催される場合。	会費額とする。 会費の定めがない場合は原則10,000円以内とする。
	式典等各種行事のお祝い等に支出する場合。	会費額とする。 会費の定めがない場合は原則10,000円以内とする。
	各種団体が主催する文化・スポーツ等の行事が開催される場合。	原則3,000円から10,000円の範囲内の額とする。
協賛金	市政の推進に関わる各種団体の行事等。	原則3,000円から10,000円の範囲内の額とする。

その他	その他市政運営に資するため特に必要と認める経費。	状況に応じ別途協議の上決定した額とする。
-----	--------------------------	----------------------